

# あんなかの おしごと通信 Vol.40

安中市で行っている取組や事業を紹介  
します。

## 市営墓地の整備を進めています

市は、すみれヶ丘聖苑内および第3駐車場に、市営墓地の建設事業を進めています。

現在は、区画墓地の整備工事を行っており、3月末までの完成を目指して工事を進めています。進捗状況は市ホームページで随時お知らせしていますのでご覧ください。



### 施設の概要▼

区画墓地…墓石などを建てて中に焼骨を納める一般的なお墓  
納骨堂……1区画に1体もしくは2体の焼骨を納めるロッカー式のお墓  
合葬墓……焼骨を他の方の焼骨とともに永久的に納めるお墓  
※施設の詳細は、市ホームページをご覧ください

※生前のうちに事前に利用申請をしておくことができるのは合葬墓のみです

※区画墓地および納骨堂の利用申請は、焼骨を有していることが必要  
(手元に所持している・墓に埋蔵済みなどは問いません)

### 今後のスケジュール▼

4月中旬以降、広報紙やホームページなどでの周知に加え、募集案内などの配布ができるように準備を進めています。また、募集についても、令和5年度の上半期には開始できるように進めています。

なお、金額や募集の詳細は、募集案内でお知らせします。



▲区画墓地の工事の様子



▲第3駐車場全景

問合せ▶☎環境政策課環境推進係(☎内線1882)

## NEWS

# 軽自動車などの 登録手続はお早めに

令和5年度の軽自動車税は4月1日現在で登録されている車両の所有者に課税されます。

### ◎手続が必要な場合

所有者が 変わった	所有者の住 所や氏名が 登録時と変 わった
「移転登録」が必要です	「変更登録」が必要です

「抹消登録」されていないと、令和5年度の軽自動車税が課税されます(解体業者などに引き渡しただけでは登録を抹消したことはありません。軽自動車検査協会または陸運事務所登録抹消されているかの確認をお願いします)

### ◎各手続の申請先

種類	申請先
二輪車 (125cc以下) 農耕用などの 小型特殊自動車	☎内線1063) 松住民福祉課税務保 険係 (☎内線2122)
二輪車 (125cc超)	関東運輸局群馬支局 (☎050-5540 12021)
三輪・四輪の 軽自動車	軽自動車検査協会群 馬事務所 (☎050-3816 13109)

### ◎これらの手続を済ませないと

移転・抹消登録を3月中に済ませないと、今後も軽自動車税が課税され続けることとなります。

また、変更登録をしないと、納税通知書が届かないなどのトラブルの原因になります。

※自動車税については、群馬県自動車  
税事務所(☎027-263-434  
3)にお問い合わせください

☎内線1063)  
松住民福祉課税務保  
険係(☎内線2122)